

特集

文教施策の進展

平成元年度の展望

平成元年度の文教行政について

文部大臣 西岡武夫

解説

巻頭

総説

文教施策の総合的推進／文教関係の税制

生涯学習の振興

生涯学習の概況／生涯学習と学校／生涯学習基盤・推進体制の整備／社会教育の振興

初等中等教育

初等中等教育の概況／教育内容・方法の改善／生徒指導の充実等／国際化・情報化への対応／後期中等教育の多様化／幼稚園教育・職業教育・特殊教育の振興／教科書制度／学級編制の改善等教育条件の整備／教員の資質能力の向上／海外子女教育／帰国子女教育の充実／同和教育の振興

高等教育

高等教育の概況／大学教育の改善・充実／国立大学の整備／育英奨学と就職協定

私立学校

私立学校の概況／私学助成

学術研究

学術行政の概況／科学研究費補助金の拡充／学術研究体制の整備／若手研究者の育成／重要基礎研究の推進／学術研究の社会的協力・連携の推進

国際交流・協力

国際交流・協力の概況／教育・学術・文化等の国際交流・協力／留学生交流の推進／外国人に対する日本語教育の振興

体育・スポーツ・健康教育

体育行政の概況／体育・スポーツの振興／健康教育の充実

文化

文化行政の概況／芸術文化の振興／国語・著作権／文化財の保護

資料

平成元年度予算額

特別記事

社会教育行政の歩みと現状 ●社会教育法制定四〇年

カラー

学校建築の今昔岩科学校

わがまちの生涯学習 石川県小松市

人との道 佐藤実

人間国宝登壇 森口華弘

科学のひろば 国立科学博物館②

私の選ぶ一冊

名作シリーズ 徒然草画帖

焦点—文教施策

海外教育ユース

文化財紹介 シマブン

郷土に生きる教育家 群像山形県

読者からのたより

編集後記

イラスト 赤羽根秀・内部敬生・須田博行

1	62	68
4	66	82
表紙 2	69	76
表紙 3	78	83

文化

1 文化行政の概況

近年、社会的・経済的諸条件の変化を背景として広く国民の間に多様な文化的欲求が高まっている。また、国際化のすう勢の中で高い水準の優れた芸術文化が求められている。文化庁においては、芸術の水準を高め、また国民が等しくこのような芸術文化を享受できるように、以下の諸施策を講じた。

第一に、優れた芸術創作活動を推進する施策として、芸術関係団体の行う事業に対する助成、日米舞台芸術交流事業、優秀舞台芸術公演奨励事業、芸術活動の特別推進、芸術祭の実施、芸術家育成のための研修（在外研修・国内研修）、優れた成果を挙げた芸術家・団体の顕彰（芸術選奨、日本芸術院賞、芸術作品賞、舞台芸術創作奨励賞、優秀美術作品賞上）を行った。

理事業への助成、美術工芸品の国による買い上げを行った。
史跡等に関しては、その公有化、保存施設等の設置の助成、復旧・整備の助成等を行ったほか、天然記念物の食害対策、埋蔵文化財の発掘調査への助成を行った。

さらに重要無形文化財の後継者養成事業、民俗文化財の調査、保存修理、防災、地域伝承活動等、文化財の保存修理等に不可欠な伝統的技術に関する後継者養成等の各種事業に対する助成を行った。

宗務行政関係では、宗教法人の規則等の認証、都道府県における認証事務に対する指導及び宗教統計調査、宗教法人の管理運営の適正化を図るための研修会等を実施するとともに「宗教法人運営の適正化のための資料」を作成したほか、宗務時報及び宗教年鑑を発刊した。また宗教法人の事業について二年計画の初年度として第一次調査を行った。平成元年度は、引き続き事業調査を実施するとともに、「宗教法人指導講習会」を開催し、宗教法

第二に、芸術鑑賞機会の充実を図る施策として、こどもの豊かな創造性、情操のかん養に資するための「こども芸術劇場」、青少年の情操のかん養と芸術活動への気運を醸成する「青少年芸術劇場」、中学生の情操のかん養と芸術活動への参加の機運を醸成する。中学校芸術鑑賞教室、全国各地において優れた舞台芸術を鑑賞する機会を確保する「移動芸術祭」、美術作品の巡回展（国立美術館所蔵内外美術名品展、現代美術選抜展）を開催した。

第三に、地域における文化活動を振興する施策として、国民一般や高校生の文化活動を全国的に発表する場としての国民文化祭及び全国高等学校総合文化祭の実施、地域の文化活動の拠点となる公立文化施設の建設に対する補助、公立文化会館の職員等に関する研修、地方で開催される音楽、演劇、美術の講習会等に対する指導者の派遣等を行った。

また、我が国の歴史の中で生まれ、育ち、

人の管理運営の一層の適正化を図る予定である。

2 芸術文化の振興

(1) 第二国立劇場（仮称）の整備促進

オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等我が国現代舞台芸術の殿堂となるべき第二国立劇場（仮称）については、関係者の長年にわたる強い要請を受けて調査研究を実施してきたが、平成元年度においては、実施設計（二か年計画の第二年次）を完了させ、敷地整備工事に着手するとともに、特殊法人国立劇場に準備室を設置するなど開場に向けての諸準備を進める。

(2) 第四回国民文化祭は埼玉で開催

心の豊かさを求める国民の文化に寄せる関心と期待にこたえるため、昭和六一年度から国民一般（アマチュア）が行っている各種の文化活動（民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、美術、文芸、映像及び茶道・華道などの生活文化等）を全国的な規模で発表する場として、「国民文化祭」を開催している。

第四回は埼玉県で、躍動感あふれる三五の主催事業を一月二日から一二日までの一

受け継がれてきた文化遺産を大切に保存すると同時に活用し、後世に引き継ぐことは、現代社会に生きる我々の使命である。そのため、文部省は、専門家による綿密かつ的確な調査に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定してその保護を図っている。平成元年一月九日現在、重要文化財一万一千四百六十六件（うち国宝一〇三四件）、重要無形文化財六百七十七件、重要有形民俗文化財一六九件、重要無形民俗文化財一四一件、史跡名勝天然記念物二四四〇件（うち特別史跡名勝天然記念物一五五件）が指定され、重要伝統的建造物群保存地区二八地区、選定保存技術三八件が選定されている。

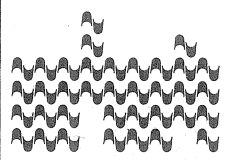
これらの重要な文化財として指定・選定された文化財を保護するため、国宝・重要文化財及び重要伝統的建造物群保存地区に関しては計画的に保存修理や防災事業を行うと同時に、防災設備の保守点検・小修理等の維持管理、文化庁と埼玉県等との共催で実施する予定である。また、主催事業のほかに国民文化祭の趣旨に賛同し、同文化祭を盛り上げるため地方公共団体等が実施する協賛事業がある。なお、昭和六三年度は兵庫県において、一月二日から一三日間、四三の事業が行われた。この事業に全国各地から七二団体、延べ一万一〇七人の出演者があり観客数は四三万人にも及んだ。

この文化祭は、毎年、各県持ち回りで開催する予定である。

また、平成元年度においては、国民文化祭と全国高等学校総合文化祭を軸として、文化活動の幅を国際的に広げ、国際文化交流の振興に資すると同時に国民の文化活動の一層の活性化を図るため、青少年及びアマチュアの文化活動指導者の招へい、派遣及び研修を行う。

(3) 芸術創作活動の推進

芸術関係団体の行うオーケストラ、オペラ、バレエのような大規模な芸術活動で芸術振興上有意義であるにもかかわらず商業ベースでの実施が困難なものについて国が助成することとし、従来の「民間芸術等振興費補助金」に加えて、昭和六一年度からは「日米舞台芸術交流事業」、昭和六二年度は「優秀舞台芸術公演奨励」、昭和六三年度からは「芸術活動の



3 国語・著作権

(1) 国語審議会は、昭和四一年六月に文部大臣の諮問を受けて以来、戦後国語施策の見直しを進め、「送り仮名の付け方」、「常用漢字表」、「現代仮名遣い」の答申を行い、これらはいずれも内閣告示・内閣訓令として実施に移されてきた。

こうした見直しの結果、新しい内閣告示は法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための目安・よりどころを示すものとされ、各種専門分野や個々人の表記を拘束するものではないことなどが明確にされた。

国語審議会は、昭和六一年二月以降、「現代仮名遣い」に関連する事項として、外来語の表記の問題を取り上げ慎重に審議を行っており、平成元年二月に発足した第一八期国語審議会においても引き続き審議している。

また、国語に関する認識を深め、国語を大切にすることを意識が高めるため、冊子とビデオテープを作成し、全国の関係機関に無償で配布している。

近年、国際交流の進展に伴い、国内外に日本語学習者が増大し、その学習目的も多様化してきているが、このような状況に対応する

とは極めて重要なことである。

文化庁では、文化財のうち重要なものを重要文化財・史跡名勝天然記念物等として指定・選定すると同時に、それらの文化財に関して有形の文化財の場合はその保存修理、買上げ等、無形の文化財の場合はその伝承者の養成記録の作成等、保護のために必要な措置を講じている。

昭和六三年度の指定・選定では、鉄道関係の施設としては初めての門司港駅（旧門司駅）本屋の重要文化財（建造物）指定、藤ノ木古墳出土品（石棺外）の重要文化財（美術工芸品）指定、東・北日本の細工石刃文化を代表する特殊な細石製作法の存在が明らかになった白滝遺跡の史跡指定、下北半島各地で行われてきた獅子神楽の代表例として下北の能舞の重要無形民俗文化財指定等を行った。また、重要伝統的建造物群保存地区として、四国の吉野川中流域に発達した大壁造、卯立付の商家群の立ち並ぶ徳島県脇町町ほか一地区を選定した。

平成元年度においては、前述した藤ノ木古墳出土品の保存修理を行うと同時に、東大寺境内全域における指定文化財に対する総合的な防災施設整備工事、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等のうち特に緊急に保存修理を要するものの重点的修理、各地に伝承されている民俗芸能の実態等の緊急調査

ため、日本語教育機関の実態調査、日本語教育の基礎的実態的調査研究、教材の開発、研修会の開催等必要な施策の推進を図っている。

また、中国引揚者に対する日本語教育についても、教材の作成・配布、日本語指導者に対する研修会・研究協議会等を実施し、その充実に努めている。

(2) 文化庁は、最近における科学技術の著しい進展等に対応して著作権制度及びそのための検討に努めてきたところであるが、現在進めている主な施策としては次のようなものがある。

①隣接権条約への加入に関する検討

隣接権条約への加入については、著作権審議会第一小委員会において検討を行っていたが、昭和六三年一月に報告書を取りまとめ公表した。これを受けて、文化庁はこのたび同条約に加入することとし、それに伴って必要な国内法の整備等を内容とする著作権法の一部を改正する法律案を第一一四回国会に出している。

に対する補助等を行う予定である。

また、史跡等に関して、国民がふるさとの歴史や伝統的な文化と触れ合い、これに慣れ親しむ場として活用するため、ふるさと歴史の広場」事業を新たに実施する予定である。文化財保護に関する国際交流事業としては、従来の文化財の保存修復に関する専門家の派遣・招へい、中国敦煌文化財保存修復への協力等の事業の一層の拡充を図るほか、新たに南アジア仏教遺跡の保存整備に関する基礎的調査研究、スミソニアン研究機構との共同研究等を実施する予定である。また、本年度もベルギーにおけるユーロパリア・ジャパン祭の主要行事として「日本美術における人間像」展（仮称）を開催するなど、文化庁主催による海外での古美術展を予定している。



②出版者の保護に関する検討

複写機器の発達・普及に伴う出版者の保護の問題について検討を進めてきた著作権審議会第八小委員会は、昭和六三年一〇月に、複写を中心とした出版物の複製について出版者に権利を認めることが適当であるとする中間報告を公表した。同小委員会は、現在、中間報告に対して寄せられた関係団体等の意見を踏まえ最終報告のための検討を進めている。

③その他の問題の検討

これらの他、コンピュータ創作物に関する著作権問題については著作権審議会第九小委員会、私的録音・録画問題については同審議会第一〇小委員会それぞれ検討が進められている。

4 文化財の保護

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであって、その適切な保存・活用を図るこ

特集 新しい学習指導要領

●巻頭言
新しい学習指導要領を読み解く——幸田三郎

●論文
生涯学習体系への移行と
新しい学習指導要領——新井郁男

●座談会
個々の生徒に応じた指導の充実——井上輝夫
新しい学習指導要領と学校経営——永岡順

●解説
学習指導要領の改訂と教育課程の展開
(出席者 亀井浩明/上寺久雄/上田幸夫
青木時子/司会 熱海則夫)

●資料
Q & A 教育課程の基準の改善

●新学習指導要領の告示の公示について(通達全文
移行措置について(通達全文及び要旨)

わがまの生涯学習——埼玉県吹上町

科学のひろば——国立科学博物館

人への道——上山春平

私の選ぶ二冊——遠山敦子

郷土に生きる教育家群像——熊本県

▽風薫る五月。さわやかな大変よい季節になった。森羅万象ごとく躍動を覚える時であろう。順調にすべり出した刷新文部時報も今月号はその第二号、さらに号を重ねて一層の飛躍を遂げたいと考えている。

▽さて、何をするにもまず人と金だと言われる。都道府県などからの要望に対して、「今年も人も予算も厳しくてなかなか御要望にこたえられせんね」などとお答えしなければならぬときがある。事柄によっては残念であるが、いたしかたがない。そこで人や予算は重要かつ必要ならにぎちゃんと措置しなければならぬとつくづく思う。

▽予算の中身を見れば、その国の様子や施策の内容、方向がわかるという。まさにそのとおりである。毎年度の文部省予算も長期的な視野に立つて、種々工夫をこらしている。特に教育改革はこれからが本格的に実施していく段階であり、関係の予算はしっかりと措置して、施策を確実に実施していかねばならない。

▽今月号は、その予算を通して文教施策の内容や方向を紹介した。文部省各局課の重要施策等が簡潔にまとめられているので、広く御活用いただくとともに、文教行政に対する一層の御理解と御協力を賜われたい。

(A・N)

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿を歓迎します。本誌を読んだの感想、ご意見等をごしお寄せください。

●投稿規定

①一件につき四〇〇字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しすることがあります。

●送り先

〒100 東京都千代田区霞が関三―二―二

文部省大臣官房政策課 「文部時報」編集部

MESC 61 月刊

文部時報 5月号

第1348号

平成元年5月10日印刷
平成元年5月10日発行

●著作権所有——文部省

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(営業所) 〒162 東京都新宿区西五軒町52番地
電話 03-268-2141(代表) 振替口座 東京9-161番

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

定価500円(本体485円)(〒61円)
年間購読料6,000円(〒共)

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはほとりの書店にお願いします

●本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。